

調布市立中学校部活動地域移行に関する検討及び制度構築支援業務委託  
事業者候補選定プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

---

### (1) 件名

調布市立中学校部活動地域移行に関する検討及び制度構築支援業務委託

### (2) 業務の目的

中学校の部活動は、全国的に少子化が進展し、一部の集団競技では、チームを編成することができず試合に出場することが困難な活動があることや休日の指導・大会引率などの活動を担う教員に大きな負担があることから、これまでと同様の体制で活動を継続することが困難な状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和4年12月に国から部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に関するガイドラインが示され、東京都では「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」が策定された。

本市においては、令和6年12月に「調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、生徒がスポーツ・文化芸術活動を継続的に行えるよう地域連携・地域移行に関する取組を推進している。

本業務委託については、市の実態に合った地域移行の形、いわゆる「調布モデル」の検討と制度構築に向け、市が別途実施する地域移行のトライアル事業の成果と課題の分析などを行いながら、様々なステークホルダーとの協議の下、制度全体のスキームの検討、具体的な制度構築に向けたロードマップやタスク整理など、各種検討に係る支援を行うもの。

### (3) 業務内容

#### ア 実態の把握

##### (ア) 部活動地域移行関係団体の実態調査

調布市スポーツ協会や市教育委員会等、部活動地域移行に関係する団体の実態について調査を実施し、各団体の部活動地域移行に関する現状・課題を整理する。

##### (イ) 市立中学校の実態調査

調布市立中学校の部活動の実態について把握し、部活動地域移行に関する共通の課題や各学校が抱える固有の課題についてそれぞれ整理する。

#### イ トライアル事業における課題抽出

##### (ア) トライアル事業月次定例会の運営支援

本事業と並行して実施される地域連携・地域移行の試行的取組「トライアル事業」の進捗を、本業務受注者を含む関係者間で共有を図ることを目的に、月次で定例会を開催し、運営支援や記録作成等を実施する。

なお、定例会においてはウの遂行に必要な事項についての共有を促し、課題や情報を抽出すること。

#### ウ 地域移行「調布市モデル」の検討

##### (ア) 調布モデルの検討に必要な調査・分析の実施

調布市の地域資源を活用し、市の実態に合った形として、地域移行のモデルである「調布市モデル（仮称）」の構築に向けて調査、分析を実施する。調査設計においては、イに示す検討に資する内容を盛り込むことを必須とし、その他ア、イにおける整理を踏まえ、必要な調査を提案し、市と協議のうえ実施する。

(イ) 調査・分析を踏まえた検討

ア、イ及び(ア)の結果を踏まえ、以下の事項について検討し、提案する。

【検討事項】

- ・統括団体（スポーツ協会）を中心とした全体スキーム（他自治体事例の分析と、調布市の特性を踏まえた提案）
- ・費用負担の在り方（収支シミュレーション計画作成含む）
- ・地域人材を確保・マッチングする仕組み
- ・学校と地域の役割分担
- ・施設管理上の課題
- ・トライアル事業における成果や課題

エ 地域クラブ活動に対する理解促進

(ア) 地域移行に向けた生徒・保護者の理解促進のための取組の計画の作成

地域クラブ活動に関する生徒・保護者の理解を促進するための取組について、令和9年度の本格移行を見据え、今後の取組計画を作成する。

(イ) 生徒・保護者の地域クラブ活動に対する理解促進に向けた説明・啓発資料の作成

地域クラブ活動に関する生徒・保護者の理解を促進するために、地域クラブ活動の意義や参加者の自己負担の必要性等の情報を整理した説明・啓発資料を作成する。

なお、資料の媒体については、市と協議のうえで決定する。

オ 次年度以降に向けた報告書等の作成

(ア) 令和9年度の運用開始に向けたロードマップの提案・整理

本業務での検討を踏まえ、令和9年度までに解決すべきタスクや踏むべきステップについて整理・提案する。その際、調査結果を踏まえ、タスクの実施主体や連携の在り方等、体制面についても併せて整理すること。

(イ) 成果品のとりまとめ

本事業の成果を報告書としてとりまとめる。報告書に掲載する図表等についても全て可変データとして納品できるよう整理する。

※ 業務内容や成果品については、市が最低限必要だと想定している内容を記載しているが、下記2の予算内であれば、記載項目以外の追加提案については可能である。

(4) 業務期間

契約締結後（令和7年4月中旬予定）から令和8年3月31日まで

2 予算（見積限度額）

---

【款】50 教育費 【項】30 保健体育費 【目】05 保健体育総務費

【大事業】15 スポーツ振興費 【中事業】85 部活動地域連携・地域移行関連事業費

【小事業】05 部活動地域連携・地域移行関連事業委託料 【節】12 委託料

令和7年度分：10,065,000円（税込）

3 実施形式

---

公募型プロポーザル方式

#### 4 参加資格

---

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市で下記のいずれかの競争入札参加資格を有していること。  
（営業種目：情報処理業務又は都市計画・交通関係調査業務又はその他の業務委託等）
- (9) 令和元年度から令和5年度に国又は地方公共団体において中学校部活動地域移行に関する業務の受託実績を有すること。

#### 5 候補者選定方法

---

以下の(1)～(3)の審査を順に行い、候補者を決定する。

- (1) 参加資格審査  
本プロポーザルに応募した事業者に対して、本実施要領（以下「要領」という。）6(2)により提出された参加申込書等により審査を行う。
- (2) 企画提案書等の書類審査（一次審査）  
(1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により書類審査を行う。
- (3) プレゼンテーション審査（二次審査）  
(2)による審査を通過した上位3者（参加事業者が3者以下であった場合には、全参加事業者）に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。

#### 6 募集内容

---

- (1) 募集方法  
令和7年1月31日（金）より市ホームページに掲載する。
- (2) 申込方法及び期間等  
本プロポーザルに応募する事業者は、次の書類を令和7年2月14日（金）午後4時までに生活文化スポーツ部スポーツ振興課に持参又は郵送（必着）にて提出すること。

書類	様式	部数	備考
参加申込書	様式1	正本1部	
会社概要を示す書類	任意様式 パンフレット可	正本1部 副本7部	事業者名、代表者名、資本金、事業内容、業務担当支店又は営業所等の名称及び所在地が記載されていること。
業務実績調書 (4件まで)	様式2	正本1部 副本7部	・要領4(9)に規定する要件を満たす業務実績を記載すること。 ・副本は、企業名・住所等がわからないようにすること。
暴力団排除に基づく誓約書	様式3	正本1部	

### (3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、令和7年1月31日（金）から令和7年2月7日（金）正午までに、電子メールにてスポーツ振興課へ送信すること。なお、電子メールの表題には、必ず「部活動地域移行プロポ応募質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。

回答は、令和7年2月10日（月）午後5時までに、随時市ホームページに掲載する。

## 7 参加資格審査

### (1) 審査対象

応募した全事業者とする。

### (2) 審査方法

提出された応募書類により、スポーツ振興課が審査を行う。

### (3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により令和7年2月18日（火）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格を有しないと判断された事業者は、その理由について、説明を求めることができる。その場合、令和7年2月21日（金）正午までにその旨を記載した電子メールによりスポーツ振興課へ送信すること。なお、電子メールの表題には、必ず「部活動地域移行プロポ参加資格審査結果質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。回答は、令和7年2月25日（火）午後5時までに電子メールにより行う。

## 8 企画提案書等の作成方法等

### (1) 提出書類及び期限等

要領7により参加資格を満たすと判断された事業者（以下「審査対象事業者」という。）は、令和7年2月28日（金）午後4時までに、次の書類を書面及び電子データ（PDF形式）にてスポーツ振興課へ提出すること。提出方法は、書面は持参又は郵送（必着）、電子データは電子メール

とする。なお、電子メールの表題には、必ず「部活動地域移行プロポ企画提案書提出」と記載すること。

書類	様式	部数（書面）
企画提案書	様式4（表紙のみ） 企画書は任意様式（A4 サイズ10ページ以内）	1冊のファイルもしくはバインダー 等にまとめたものを 正本1部
見積書・内訳書	任意様式	副本7部
業務スケジュール	任意様式	
実施体制調書	様式5	

※ 副本及び電子データは、事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

## (2) 企画提案書作成の留意点

- ア 要点を押さえて、わかりやすく記載すること
- イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること
- ウ 特に下記の点を踏まえた企画提案書とすること
  - (ア) 中学校部活動地域移行に関する国や東京都の指針や動向、先進自治体をはじめとする様々な状況を整理すること。
  - (イ) 調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画を踏まえること。
  - (ウ) 調布市の地域資源等の特徴を踏まえ、本市において重視すべき視点や留意事項を記述すること。
  - (エ) 各ステークホルダーの現状や課題、求められる役割を適切に捉え、それぞれの視点から今後の取り組むべき方向性や留意点を複合的に整理すること。
  - (オ) 理解促進の説明・啓発資料の作成にあたっては、対象に応じて、読みやすい（見やすい）内容となるよう見せ方の工夫等について具体的に提案すること。
  - (カ) 業務全体の工程を具体的に提案すること。

## (3) 質疑及び応答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、令和7年2月18日（火）から令和7年2月21日（金）正午までに電子メールにてスポーツ振興課へ送信すること。なお、電子メールの表題には、必ず「部活動地域移行プロポ企画提案質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。

回答は令和7年2月25日（火）午後5時までに、寄せられた各事業者からの質疑について、参加資格を満たすとされた全事業者に対して電子メールにて行う。

## (4) 注意点

- ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする。
- イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする。

## 9 企画提案書等の書類審査（一次審査）

---

### (1) 審査方法

調布市立中学校部活動地域移行に関する検討及び制度構築支援業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）にて、審査を行う。詳細は要領11のとおり。

### (2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、令和7年3月6日（木）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和7年3月10日（月）正午までに電子メールにより説明を求めることができる。なお、電子メールの表題には、必ず「部活動地域移行プロポーザル書類審査結果質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。また、回答は、令和7年3月13日（木）午後5時までに電子メールにより行う。

## 10 プレゼンテーション審査（二次審査）

---

### (1) 審査対象

書類審査を通過した上位3者（参加事業者が3者以下であった場合には、全参加事業者）を対象とする。なお、審査日は令和7年3月18日（火）。

### (2) プレゼンテーション資料等について

資料は、事業者が特定されることのないよう、名称等がわからないようにすること。

また、プレゼンテーションを要約した資料（スライド等）の写しを、正本1部、副本7部用意し、令和7年3月17日（月）正午までに、持参又は郵送（必着）により、スポーツ振興課へ提出すること。なお、副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること。

### (3) 審査方法

審査委員会が審査対象事業者のプレゼンテーションに基づき審査を行う。プレゼンテーションは、20分以内で参加事業者が内容説明を行い、その後に15分以内で審査委員との間で質疑応答を行う。なお、プレゼンテーションは本業務を担う際の主な担当となる者が必ず行うものとする。詳細は要領11のとおり。

### (4) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、当該審査の対象となった事業者に対し、令和7年3月21日（金）に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、令和7年3月26日（水）正午までに電子メールにより説明を求めることができる。なお、電子メールの表題には、必ず「部活動地域移行プロポプレゼン審査結果質疑」と記載すること。書式は様式6もしくは当該様式に含まれる事項が記載されていればメール本文でも可とする。また、回答は、令和7年3月28日（金）午後5時までに電子メールにより行う。

## 11 審査概要

---

### (1) 審査委員会

審査委員会を設置し、企画提案等の審査を行う。審査委員会の委員（以下「審査委員」とい

う。)は、以下の6人で構成する。

- ア 行政経営部企画経営課 職員
- イ 生活文化スポーツ部文化生涯学習課 職員
- ウ 生活文化スポーツ部スポーツ振興課 職員
- エ 教育部指導室 職員
- オ 公益社団法人調布市スポーツ協会 職員
- カ 公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団 職員

## (2) 審査方法

審査委員は当該プロポーザルへ応募した事業者から提出された書類（企画提案書等）及び事業者からのプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

ア 各審査委員は、審査基準による評価得点の高い者から事業者の順位を定めるものとする。

イ アにより、複数の事業者において評価得点が高点の時は、各審査委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

ウ 書類審査では、各審査委員の評価得点を合計した得点数の高い順に上位3者までをプレゼンテーション審査の対象とする。

なお、複数の事業者において、評価得点の合計点数が高点の時は、各審査委員が定めた順位を参考に当該事業者の順位を定めるものとする。

エ プレゼンテーション審査では、ア及びイにより、各審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各審査委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

オ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

### カ 最低基準

最低基準評価（書類審査とプレゼンテーション審査の総合点の満点に対し60%の評価未満）となったプレゼンテーション審査対象事業者は、委託事業者候補として選定しない。

キ 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

## (3) 候補者の決定

審査委員会は選定結果を市長に報告する。市長は当該報告に基づき候補者を決定する。

## (4) 審査・評価の視点（予定）

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

- ア 業務実績
- イ 業務実施体制（従事するスタッフの経歴）
- ウ 業務目的への理解度
- エ 部活動地域移行に関する国や都及び本市の現状と課題、本市の取組方針への理解度
- オ 地域資源などの特性を踏まえた具体的取組の提案力

カ 多様な視点からの複合的な提案力

キ 中長期的な視点を持った持続可能性の高い提案力

ク 理解促進の資料作成にあたり、対象に応じて分かりやすく、読みやすい（見やすい）内容とするための工夫

- (5) 審査・評価の基準、項目及び配点別に定める。

## 12 実施日程

	年 月 日		事 項
(1)	令和7年1月29日午前10時30分	水	審査委員会
(2)	1月31日	金	公示, ホームページへの掲載 本プロポーザルに関する質問受付開始日
(3)	2月 7日正午	金	本プロポーザルに関する質問締切日
(4)	2月10日午後5時	月	本プロポーザルに関する質問回答期限
(5)	2月14日午後4時	金	参加申込締切日
(6)	2月18日	火	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	2月21日正午	金	参加資格審査結果に対する質問締切日
(8)	2月25日午後5時	火	参加資格審査結果に対する質問回答期限
(9)	2月21日正午	金	企画提案に関する質問締切日
(10)	2月25日午後5時	火	企画提案に関する質問回答期限
(11)	2月28日午後4時	金	企画提案書等締切日(必要書類提出期限)
(12)	3月 4日	火	審査委員会(企画提案書等の書類審査)
(13)	3月 6日	木	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審査開催通知
(14)	3月10日正午	月	書類審査結果に対する質問締切日
(15)	3月13日午後5時	木	書類審査結果に対する質問回答期限
(16)	3月17日正午	月	プレゼンテーション資料(要約)提出締切日
(17)	3月18日	火	審査委員会(プレゼンテーション審査)
(18)	3月21日	金	最終選定結果(プレゼンテーション審査結果)の通知日
(19)	3月26日正午	水	最終選定結果に対する質問締切日
(20)	3月28日午後5時	金	最終選定結果に対する質問回答期限

## 13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）をスポーツ振興課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。



## 14 情報公開及び提供

---

### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

### (2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

## 15 その他の留意事項

---

### (1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

### (2) 提出書類の提出時における注意

スポーツ振興課へ提出書類を持参する場合、平日午前9時から午後5時までの時間に来庁すること。

### (3) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

### (4) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）

エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合

オ 書類等に虚偽の記載があった場合

カ 書類等に対する疑義に期限内に回答しなかった場合

キ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合

ク 見積書と内訳書の金額が一致しない場合

ケ 談合その他の不正行為等、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合

コ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約

ア 本プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。

ウ 事業を実施するうえで、仕様の変更が余儀なくされる場合、双方の協議により定めることができるものとする。

エ 本事業において、市から提供される個人情報を取扱う場合には、適正に取扱うものとする。

オ 候補者の決定以後に、要領4に掲げる条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。

カ 本事業は、調布市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は、本事業は実施しない。

16 提出先・問い合わせ先（事務局）

---

調布市 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

担当 岡部, 吉野

住所 〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話 042-481-7496 F A X 042-481-6881

Eメール sports@city.chofu.lg.jp

17 参考資料

---

(1) 調布市立中学校部活動地域連携・地域移行に関する推進計画

<https://www.city.chofu.lg.jp/100030/p056142.html>

(2) 調布市総合計画

<https://www.city.chofu.lg.jp/shiseijouhou/seisaku/r05-r12/index.html>

(3) 調布市教育プラン（令和5年度から令和8年度）

<https://www.city.chofu.lg.jp/100010/p054123.html>

(4) 調布市スポーツ推進計画

<https://www.city.chofu.lg.jp/040070/p026291.html>

(5) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/1405720\\_00014.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm)

(6) 学校部活動及び新たな地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン 東京都（令和5年3月）

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical\\_training\\_and\\_club\\_activity/club\\_activity.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/club_activity.html)

(7) 学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画 東京都（令和6年3月）

[https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical\\_training\\_and\\_club\\_activity/club\\_activity.html](https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/physical_training_and_club_activity/club_activity.html)